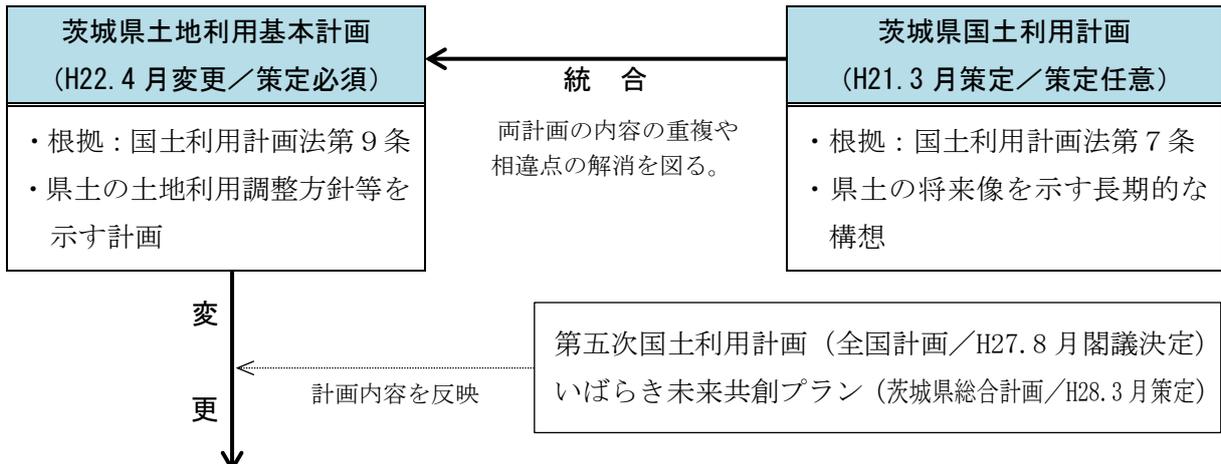


# 茨城県土地利用基本計画（案）の概要



茨城県土地利用基本計画（案）	
前文 (県土利用の総合的方針を示す計画としての位置付け)	
第1章 県土利用の状況と基本的条件の変化	
1 県土利用の状況 ※土地利用ごとの現況面積を記載	
2 県土利用をめぐる基本的条件の変化	
(1) 人口減少・高齢社会の急激な進展 (本格的な人口減少社会における県土の適切な利用・管理が必要)	
(2) 自然環境の保全と活用の重要性 (持続可能で豊かな社会の基盤として、自然が持つ多様な機能の保全・活用が必要)	
(3) 広域交通ネットワークの形成 (陸・海・空の広域交通ネットワークを活用した多様な分野の交流促進が必要)	
(4) 安全・安心な県土利用の実現の重要性 (様々な自然災害に対応するため、安全・安心な県土利用を実現する必要)	
第2章 県土利用の基本方向	
1 県土利用の基本目標	
2 県土利用の基本方針	
(1) 適切な県土管理を実現する県土利用 (都市機能の集約化と地域間の連携による土地利用等)	
(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用 (自然環境の保全・再生による生態系ネットワークの形成等)	
(3) 安全・安心を実現する県土利用 (災害に強く、すみやかに復旧・復興できる県土強靱化の取組の推進等)	
(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 (地域の状況に応じた管理コストの低減や新たな用途への活用等)	
(5) 多様な主体による県土の県民的経営 (地域住民や市町村など多様な主体の県土管理への参画等)	
3 五地域の土地利用の原則	
(1) 都市地域 [都市計画法に基づく都市計画区域] : 一体の都市として総合的に開発、整備、保全する。	
(2) 農業地域 [農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域] : 総合的に農業の振興を図る。	
(3) 森林地域 [森林法に基づく国有林又は地域森林計画対象民有林] : 林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る。	
(4) 自然公園地域 [自然公園法に基づく自然公園地域等] : 優れた自然の風景地の保護及び利用の増進を図る。	
(5) 自然保全地域 [自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等] : 良好な自然環境の保全を図る。	
第3章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	(参考) 土地利用基本計画図地域区分別面積
1 調整指導方針	1 五地域区分の面積
2 留意事項	2 五地域の重複状況別面積
	3 参考表示の地域・地区等の面積